

本書面は、VCTRADE サービスの契約締結前交付書面です

暗号資産等貸借取引説明書 (VCTRADE サービス)

2026年4月1日現在

本書面は、VCTRADE サービスの契約締結前交付書面です

暗号資産等貸借取引説明書 (VCTRADE サービス)

SBI VC トレード株式会社

SBI VC トレード株式会社（以下「当社」といいます。）がインターネットを通じて提供する暗号資産等貸借取引サービスである「貸コイン」（以下「本サービス」といいます。）において、お客様が暗号資産及び電子決済手段（以下総称して「暗号資産等」といいます。）を当社に貸し出し、当社がお客様に対して、お客様より借り入れた暗号資産等と同一の種類及び数量の暗号資産等を返還する消費貸借取引（以下、当該消費貸借取引を個別に又は総称して「暗号資産等貸借取引」といいます。）を行うにあたっては、「暗号資産等貸借取引説明書（VCTRADE サービス）」（以下「本書面」といいます。）を「サービス総合約款（VCTRADE サービス）」（以下「サービス総合約款」といいます。）、「暗号資産等貸借取引約款（VCTRADE サービス）」（以下「暗号資産等貸借取引約款」といいます。）、「暗号資産取引説明書（VCTRADE サービス）」（以下「暗号資産取引説明書」といいます。）及び「電子決済手段取引説明書（VCTRADE サービス）」（以下「電子決済手段取引説明書」といいます。）とともに十分にお読みいただき、その内容をご理解いただく必要がございます。

暗号資産等貸借取引には様々なリスクが存在しますので、暗号資産等貸借取引の特徴、仕組み及びリスクについてご理解いただき、リスク等の受容に異議なくご承諾の上、お客様ご自身の責任とご判断において、自己の計算により取引を行っていただきますよう、お願い申し上げます。

本書面は、暗号資産等貸借取引（商品名：貸コイン）を行っていただく上での暗号資産等貸借取引の特徴、仕組み及びリスクについて記載しております。

■ 当社の商号及び住所並びに登録番号

SBI VC トレード株式会社

【本社】〒106-6021 東京都港区六本木 1-6-1 泉ガーデンタワー

第一種金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 3247 号

暗号資産交換業者 関東財務局長第 00011 号

電子決済手段等取引業者 関東財務局長第 00001 号

■ 加入する協会

一般社団法人 日本暗号資産等取引業協会

《暗号資産等貸借取引のリスク等重要事項について》

1. 暗号資産等と本邦通貨又は外国通貨との相違

当社の取り扱う暗号資産等は、本邦通貨又は外国通貨ではありません。また、特定の国家又は特定の者によりその価値が保証されているものではありません。

2. 暗号資産等貸借取引について

暗号資産等貸借取引は、お客様が当社に暗号資産等を貸し出し、当社がお客様に対して、お客様より借り入れた暗号資産等と同じ種類、数量の暗号資産等を返還する消費貸借取引であり、かかる暗号資産等取引における、当社のお客様からの暗号資産等の借入れは、資金決済に関する法律（平成 21 年法律第 59 号。その後の改正を含み、以下「資金決済法」といいます。）第 2 条第 15 項第 4 号所定の「他人のために暗号資産の管理をすること」及び同法第 2 条第 10 項第 3 号所定の「他人のために電子決済手段を管理すること」に該当しません。

3. 暗号資産等貸借取引のリスクについて

（1）分別管理がなされないこと等によるリスク

当社がお客様より借り受けた暗号資産等は、資金決済法に基づく分別管理の対象外となります。そのため、当該暗号資産等は、当社の暗号資産等と分別して管理されません。また、お客様は、お客様が当社に対して貸し出した暗号資産について、資金決済法第 63 条の 19 の 2 第 1 項所定の権利である、他の債権者に先立ち優先して弁済を受ける権利を有しません。また、お客様は、お客様が当社に対して貸し出した電子決済手段について、信託の受益者としての地位を有しません。

（2）当社の破綻によるリスク

当社が倒産した場合、お客様が当社に貸し出した暗号資産等の全部又は一部の返還を受けられないリスクがあります。なお、当社は、お客様より借り入れた暗号資産等を転貸することがありますが、当該暗号資産等の転貸取引の管理は当社が全ての責任を負うので、当社が倒産しない限り、お客様に影響が及ぶことはありません。

（3）売却等及び中途解約ができないことによる価格変動リスク

暗号資産等貸借取引は、お客様が貸出開始日から契約期間満了日まで当社に暗号資産等を貸し出すため、契約期間中は当該暗号資産等の売却、譲渡、担保設定その他の処分をすることができません。また、原則として暗号資産等貸借取引を中途解約することができません。そのため、契約期間満了日の前に対象暗号資産等（暗号資産等貸借取引の対象となる暗号資産等をいいます。以下同様です。）の価格が上昇した場合でも、値上がり益を実現益にできず、下落した場合でも売却することができません。

（4）担保提供がなされないことによるリスク

暗号資産等貸借取引は、暗号資産等の消費貸借取引ですが、当社は、暗号資産等貸借取引において、お客様に対して、担保の提供をいたしません。そのため、当社の信用状態の悪化により、お客様が当社に貸し出した暗号資産等について、お客様が全額の返還を受けられないリスクがあります。

(5) 対象暗号資産等のハードフォークによるリスク

暗号資産等貸借取引では、貸出開始日から契約期間満了日までの間に、対象暗号資産等に係るブロックチェーンについて、ハードフォーク（ブロックチェーンの Protokolにおいて、後方互換性及び前方互換性のないアップデートが行われた結果、当該ブロックチェーンについて不可逆的な分岐が生じることをいいます。以下同様です。）が発生した場合、対象暗号資産等の価格の変動等が発生し、結果として、お客様に予期せぬ損失が生じるリスクがございます。また、ハードフォークが発生し、当社の判断で暗号資産等貸借取引の一時停止を行った場合、USDC などの外国電子決済手段（電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第 30 条第 1 項第 5 号に規定する外国電子決済手段をいいます。以下同様です。）に関しては、当該一時停止中の為替レートの変動によりお客様が損失を被るリスクがございます。

なお、当該リスクにつきましては、当社が別途定める「計画されたハードフォーク及び新コインに係る当社対応指針」に従い、情報収集に努め、お客様のリスクを回避するよう努める予定です。

4. 手数料やその他費用等

暗号資産等貸借取引の取引手数料は、無料です。

5. 苦情及び紛争の相談窓口

苦情及び紛争の相談窓口については、後述の「13. 苦情及び紛争の相談窓口」をご参照ください。

6. 中途解約について

お客様は、暗号資産等貸借取引成立後に暗号資産等貸借取引に係る契約を中途解約することはできません。

暗号資産等貸借取引を開始されるにあたっては、「サービス総合約款」、「暗号資産等貸借取引約款」、「暗号資産取引説明書」及び「電子決済手段取引説明書」を合わせて十分に読み、それらの内容及び本書面の内容を十分に理解し、かつ承諾していただく必要がございます。

1. 本サービスが取り扱う暗号資産等の概要

本サービスが取り扱う暗号資産等の概要については、当社ウェブサイトの「取扱暗号資産及び取扱電子決済手段の概要説明書」をご参照ください。

2. 暗号資産等貸借取引の内容

暗号資産等貸借取引は、お客様が当社に暗号資産等を貸し出し、当社がお客様に対して、お客様より借り入れた暗号資産等と同じ種類、数量の暗号資産等を返還する消費貸借取引です。

なお、暗号資産等貸借取引は、消費貸借取引ですが、暗号資産等貸借取引において、当社は、お客様に対して、担保の提供をいたしません。

3. 口座開設の方法

当社が別途定める「サービス総合約款」に従い、お客様の暗号資産等の現物取引及び暗号資産関連デリバティブ取引に関する口座である SBI VC トレード取引口座（以下「暗号資産等取引サービス口座」といいます。）を開設後、「暗号資産等貸借取引約款」及び本書面に同意していただき、当社が承諾することで、暗号資産等貸借取引を行うことが可能になります。なお、既に暗号資産等取引サービス口座を保有しているお客様は、「暗号資産等貸借取引約款」及び本書面に同意していただくことで、暗号資産等貸借取引を行うことが可能になります。

4. 取引チャネル

暗号資産等貸借取引は、パソコン及びスマートフォンアプリ等によりインターネットで取引できます。なお、電話又はメールによる取引は受け付けられません。

※取引チャネルの動作推奨環境は、当社ホームページをご確認ください。

5. 取引の条件等

本サービスは、暗号資産等貸借取引において、お客様から申込みを受け付ける回号（以下「回号」といいます。）ごとに、暗号資産等の種類、数量、契約期間、利用率、申込み受付開始時間及び申込み受付終了時間等の条件等を定めることとします。

6. 取引の時間

（1）申込み受付開始時間

当社が回号ごとに定めます。

（2）申込み受付終了時間

当社が回号ごとに定めます。

7. 取引手数料

暗号資産等貸借取引の取引手数料は、無料です。

8. 取引の数量

申込数量は、当社が回号ごとに定めます。なお、外国電子決済手段の貸出しに係る回号においては、お客様1人当たりの申込数量についても、上限を定めることとします。

9. 暗号資産等貸借取引の方法

(1) 申込み

お客様が暗号資産等貸借取引の申込みをする時は、申込内容を入力後、その内容を確認の上送信し、その内容を当社が即時に照合し、当該照合に対するお客様の確認の入力を受信した時点で受け付けたものとしします。

なお、当社は、申込み受付開始時間に、暗号資産等貸借取引の対象となる回号ごとに年率換算の利用料率を提示いたします。お客様は、当該利用料率を考慮し、各回号を選択して暗号資産等貸借取引の申込みをすることができます。

(2) 取消し

申込みした回号の暗号資産等貸借取引は、申込み受付終了時間まで取り消すことが可能です。

(3) 成立

暗号資産等貸借取引は、当社がお客様からいただいた貸出しの申込みを確認し、承認した時点で成立します。当社は、原則として、暗号資産等貸借取引の申込み受付終了時間から約1時間程度で、暗号資産等貸借取引が成立した旨をお知らせいたします。

暗号資産等貸借取引が成立した時点で、貸出しの申込みに係る暗号資産等は、お客様の暗号資産等取引サービス口座から差し引かれます。当該差し引きが行われた時点で、当該暗号資産等は、当社に対して貸し出されるものとしします。

暗号資産等貸借取引の契約期間は、暗号資産等貸借取引の成立した日を開始日とし、当社が別途提示する期間の中からお客様が選択した期間が経過する日を満了日としします。

なお、暗号資産等貸借取引の成立以降は、①暗号資産等貸借取引に係る契約を中途解約すること及び②暗号資産等貸借取引に基づきお客様が当社に対して貸し出している暗号資産等（当該暗号資産等の返還を請求する権利を含みます。）について売却、譲渡、担保設定その他の処分をすることはできません。また、お客様の入力ミス等の事由によってお客様の意思に反して暗号資産等貸借取引が成立した場合であっても、当社は責任を負いません。

※暗号資産等貸借取引は、当社の価格変動リスクを回避するため、LP との間でカバー取引を行います。流動性の低下によりカバー取引が困難であると当社が判断した場合は、当該回号を取り下げさせていただきます。

10. 返還

当社は、お客様に対して、暗号資産等貸借取引に係る契約期間満了日に、当該暗号資産等貸借取引に基づきお客様が当社に対して貸し出している暗号資産等と同種、同等、同量の暗号資産等を返還します。

利用料は、暗号資産等貸借取引に係る契約期間（契約期間満了日を除くものとします。）に応じ、当該暗号資産等貸借取引に基づきお客様が当社に対して貸し出している暗号資産等に、**本サービス**所定の利用率率を乗じて計算された額とします。当社は、お客様に対して、暗号資産等貸借取引に係る契約期間満了日に、利用料及び利用料に係る消費税相当額を支払います。

11. ハードフォークへの対応

当社は、暗号資産等の移転を記録するブロックチェーンに係るハードフォーク及びハードフォークに伴い新たに発生する暗号資産（以下「新コイン」といいます。）について、「計画されたハードフォーク及び新コインに係る当社対応指針について」を定めております。

（1）お客様への伝達方法

対象暗号資産等の移転を記録するブロックチェーンについてハードフォークが発生することが判明し、お客様への情報提供が必要と当社が判断した場合には、速やかに情報提供を実施します。お客様への情報提供は、当社ホームページのお知らせ欄への掲載を原則としますが、情報の重要度に応じて、適宜、メール出庫、X（旧 Twitter）等の当社が日常的にお客様とのコミュニケーション・ツールとして利用しているツールへの配信なども組み合わせて、お客様へ適切に情報が伝達されるように努めます。

（2）ハードフォーク発生時の停止措置等について

- ・ハードフォークの発生に伴い、当社は、当社の定める期間、暗号資産等の売買、消費貸借及び送受信等の業務の一部又は全部を一時停止又は制限することがあります。
- ・ハードフォークの発生に伴い行った業務の一時停止期間中に生じた当該暗号資産等の価格変動及び外国電子決済手段の為替レートの変動によるお客様の損失については、当社は責任を負わないものとします。

（3）新コインのお客様への返還等について

当社は、当社がお客様より借り入れているハードフォーク前の暗号資産等につき、ハードフォーク後に誕生した新コインを追加で借り入れる義務及び当該新コインをお客様に返還する義務を負いません。なお、ハードフォーク後に誕生した新コインの適法性、安定性等に問題が無いことを確認した場合、当社の裁量により、お客様より新コインを追加で借り入れ、又は、お客様に新コインを返還し、若しくは当該新コインに相当する金銭を交付することができます。

12. 取引終了の事由

「サービス総合約款」第18条に定める事由に該当する場合には、当社は、暗号資産等取引サービスの提供を一時停止又は廃止いたします。

13. 課税上の取扱い

暗号資産等貸借取引で発生した利益は、所得税の課税対象であり、事業所得等の各種所得の基因となる行為に付随して生じる場合を除き、原則として、雑所得に区分されます。詳しくは管轄の税務署や国税局タックスアンサー又は税理士等の専門家にお問い合わせください。

14. 苦情及び紛争の相談窓口

当社は、資金決済法第63条の12及び暗号資産交換業者に関する内閣府令第32条並びに資金決済法第62条の16及び電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第42条に基づき、苦情処理措置及び紛争解決措置を講じております。

(1) 基本方針

- ・ 当社は、苦情等の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するため、苦情等の取扱いに当たっては、関係部署が連携して、その事実と責任を明確にし、お客様の立場を尊重し、迅速、誠実、公平かつ適切にその解決を図ります。
- ・ お客様からの意見等を真摯に受け止め、情報の共有化を図り、業務運営の改善に役立てます。
- ・ お客様から預かった個人情報適切に管理いたします。
- ・ 反社会的勢力による苦情等を装った不当な介入に対しては、毅然とした対応をとるものとし、必要に応じて警察等関係機関との連携等を適切に行います。
- ・ お客様に対して苦情等の対応の進行に応じて適切な説明を行うことを含め、可能な限りお客様の理解と納得を得て解決することを目指します。
- ・ 社内での対応により苦情等の解決を図ることができない場合その他適切と認める場合には、お客様に外部の紛争等解決機関を紹介し解決を図ります。

(2) 当社は、苦情等の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するため、社内規程として「苦情・紛争処理規程」を定めています。本サービスの苦情及び紛争の対応につきましては、通常のお問い合わせ担当者とは別に、本サービスの「苦情等処理担当者」よりお客様にご連絡をさせていただき、ご本人確認をさせて頂いた上で、苦情等の内容をお伺いして適切に対応をさせていただきます。

(3) 本サービスに関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、以下のホームページのお問い合わせフォームから、該当する取引内容の区分を選択いただき、「苦情相談」である

ことを内容に明記いただけますようお願いいたします。なお、有人チャットでも苦情等のお申立ては可能です。

- ・ お問い合わせフォーム：<https://support.sbivc.co.jp/hc/ja/requests/new>
- ・ 有人チャット (<https://www.sbivc.co.jp/faqs>)：ホームページの「お問い合わせ」のページからアクセスし「有人チャットで質問する」を選択していただきます。(対応時間：平日 10 時 00 分～17 時 00 分、土日祝・年末年始は除く)
- ・ 電話：電話：03-6736-3790 (対応時間：平日 10 時 00 分～17 時 00 分、土日祝・年末年始を除く)
- ・ 担当部署：
顧客管理部
〒106-6021 東京都港区六本木 1-6-1 泉ガーデンタワー
SBI VC トレード株式会社内

(4) 当社は、資金決済法に従い、金融 ADR 制度（訴訟手続きによらずに、民事上の紛争を解決しようとする紛争当事者のため、その解決を公正な第三者が関与して図る手続き）を導入しており、当社の暗号資産等に係る一切の取引に関する紛争の解決については、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会がそれぞれ設置し運営する仲裁（紛争解決）センターでの金融 ADR 手続きを利用できます。

- ・ 東京弁護士会
紛争解決センター：東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 6 階
東京弁護士会紛争解決センター電話番号：03-3581-0031
月曜日～金曜日午前 9 時 30 分～12 時/午後 1 時～午後 4 時（祝日・年末年始を除く）
- ・ 第一東京弁護士会
仲裁センター：東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 11 階
第一東京弁護士会仲裁センター電話番号：03-3595-8588
月曜日～金曜日午前 10 時～12 時/午後 1 時～午後 4 時（祝日・年末年始を除く）
- ・ 第二東京弁護士会
仲裁センター：東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 9 階
第二東京弁護士会仲裁センター電話番号：03-3581-2249
月曜日～金曜日午前 9 時 30 分～12 時/午後 1 時～午後 5 時（祝日・年末年始を除く）

(5) 暗号資産交換業及び電子決済手段等取引業に係る認定資金決済事業者協会である一般社団法人日本暗号資産等取引業協会においても、暗号資産等貸借取引についての苦情を受け付けております。

一般社団法人日本暗号資産等取引業協会

本書面は、VCTRADE サービスの契約締結前交付書面です

所在地：東京都千代田区一番町 18 番地川喜多メモリアルビル 4 階

電話番号：03-3222-1061

月曜日～金曜日午前 9 時 30 分～午後 5 時 30 分（祝日・年末年始を除く）

以上